

東広島市移住支援金交付要領を次のように定める。

令和3年8月31日

東広島市移住支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）及び東広島市移住支援金交付要綱（令和3年8月31日告示第341号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付申請)

第2条 要綱第5条各号に規定する書類の様式は次に定めるとおりとする。

- (1) 東広島市移住支援金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 退職証明書（別記様式第2号）
- (3) 勤務先の対象法人が発行した就業証明書（別記様式第3号）
- (4) 同意書（別記様式第4号）
- (5) 誓約書（別記様式第5号）

(交付の決定)

第3条 要綱第6条に規定する書類の様式は次に定めるとおりとする。

- (1) 東広島市移住支援金交付決定通知書（別記様式第6号）
- (2) 東広島市移住支援金不交付決定通知書（別記様式第7号）

(交付決定通知の再交付)

第4条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知の再交付を必要とするときは、東広島市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったとき、市長は、内容を審査し、適当と認めるときは速やかに東広島市移住支援金交付決定通知書【再交付】（別記様式9号）により申請者に交付するものとする。

(交付の請求)

第5条 交付決定者は、第3条の規定による通知があった場合において、支援金の交付の請求をしようとするときは、東広島市移住支援金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しな

ければならない。

(申請の撤回)

第6条 申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅延なく、東広島市移住支援金交付申請撤回届出書（別記様式第11号）を市長に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 要綱第7条に規定する書類の様式は、別記様式第12号に定めるとおりとする。

(支援金の返還)

第8条 要綱第8条に規定する書類の様式は、別記様式第13号に定めるとおりとする。

(支援金の返還免除)

第9条 交付決定者は、返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（別記様式第14号）に返還免除理由を証する書類を添付して申請できるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、移住支援金返還免除等同意申請書（別記様式第15号）により、広島県の同意を得た上で移住支援金の返還を免除できるものとする。

3 市長は、広島県から移住支援金返還免除等同意通知書による通知があった場合は、東広島市移住支援金返還免除承認通知書（別記様式第16号）により、広島県から移住支援金返還免除等不同意通知書による通知があった場合は、東広島市移住支援金返還免除不承認通知書（別記様式第17号）により、それぞれその旨を、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

東広島市長 様

東広島市移住支援金交付申請書

東広島市移住支援金の交付を受けたいので、東広島市移住支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容

世帯構成 (該当する項目 に○を付けてく ださい)	・ 単身	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
	・ 2人以上の世帯	うち18歳未満の家族の人数（1の申請者は含まない）	人
転入日（西暦）	年 月 日		
申請対象となる 求人管理番号			

3 就業先の法人、勤務地（就業場所）の内容

就業先の法人名	
勤務地の住所	

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

今回の移住に関して、国または県から他の助成金を受給していません。（または受給する予定はありません）		A. 受給していない（受給する予定はない）		B. 受給している（受給する予定がある）
---------------------------------------------------	--	-----------------------	--	----------------------

申請日から5年以上継続して、東広島市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の対象となりません。

5 転出元の住所

※住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区または東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期間	住所
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

6 転出元での状況（該当する項目に○を付けてください）

東京23区	・在住	・在勤	・在住+在勤
-------	-----	-----	--------

7 東京23区への在勤履歴（上記6で転出元での状況が「在勤」又は「在住+在勤」に該当する場合のみ記入してください）

※1 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書等（別記様式第2号）を添付してください。

※2 東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象となりません。

期間	就業先	就業地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

8 添付資料

- (1) 転入日前の住所地における除票の写し（2人以上の世帯の場合、申請者を含む世帯全員分）
- (2) 転入日後の住民票の写し（2人以上の世帯の場合、申請者を含む世帯全員分）
- (3) 戸籍の附票の写しその他の対象移住者が東京都の特別区の区域内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住所を有した期間を確認することができる書類
- (4) 退職証明書（別記様式第2号）等、東京都の特別区の区域内への通勤をしたことを確認することができる書類（上記6で転出元での状況が「在勤」又は「在住＋在勤」に該当する場合に限る。）
- (5) 勤務先の対象法人が発行した就業証明書（別記様式第3号）
- (6) 補助金の交付決定通知書の写し
- (7) 同意書（別記様式第4号）
- (8) 誓約書（別記様式第5号）
- (9) 写真付き本人確認書類の写し
- (10) 振込先の通帳等の写し
- (11) (1)から(10)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

退職証明書

様

あなたが当社を退職したことを証明します。

年 月 日

所在地

事業主氏名又は名称

代表者

使用期間（西暦）

_____年 月 日から _____年 月 日まで

（内訳）

使用期間 ※日付の新しいものから記載 （うち雇用保険の被保険者であった期間）	勤務地の住所 ※市区町村名
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

東広島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請書用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者または取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び東広島市の求めに応じて、広島県及び東広島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

同意書

年 月 日

東広島市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

※署名又は記名押印してください。

東広島市移住支援金交付要綱第5条の規定により支援金の交付を申請するに当たり、次の事項について同意します。

- 1 東広島市移住支援金の交付の要件に該当するかどうかについての審査に当たり、市長が私に関する次の事項について調査すること。
 - (1) 東広島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するかどうかに関する情報
 - (2) 住所その他住民基本台帳に記録されている事項
 - (3) 市税の納付の状況

- 2 広島県及び東広島市が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、~~個人情報保護に関する法律~~ **個人情報保護に関する法律** ~~広島県及び東広島市が定める個人情報保護条例~~等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること。

- 3 広島県及び東広島市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認すること。

誓約書

年 月 日

東広島市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

※署名又は記名押印してください。

東広島市移住支援金交付要綱第5条の規定により支援金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 東広島市移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、広島県及び東広島市から求められた場合には、それに応じること。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、東広島市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたとき：全額
 - (2) 要綱第7条第1項又は第2項の規定による報告を行わなかったとき：全額
 - (3) 要綱第7条第3項の規定による求めに応じなかったとき：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年未満に東広島市外の市区町村に転出したとき：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から1年以内に勤務地が東広島市以外へ変更となったとき：全額
 - (7) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に東広島市以外の市区町村に転出したとき：半額

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の東広島市移住支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付の条件

- (1) 交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日又は支援金の返還を命じられた日までの間、1年に1回、住所及び勤務先並びに支援金の交付の要件の確認に必要な事項を、市長が別に定める日までに、東広島市移住支援金状況報告書により報告すること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、住所及び勤務先並びに同項の事項に変更が生じたときは、速やかに、東広島市移住支援金状況報告書により市長に報告すること。

3 所得税法上の所得区分

移住支援金は所得税法上の「一時所得」に該当します。

4 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際

の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

別記様式第7号（第3条関係）

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の東広島市移住支援金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

別記様式第8号（第4条関係）

年 月 日

東広島市長 様

請求者 住所
氏名

東広島市移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市移住支援金について、次の理由により東広島市移住支援金交付決定通知書の再交付を受けたいので、東広島市移住支援金交付要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

再交付理由（いずれかに○を付すこと）

き損 ・ 亡失 ・ その他（ ）

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付けで申請の東広島市移住支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付の条件

- (1) 交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日又は支援金の返還を命じられた日までの間、1年に1回、住所及び勤務先並びに支援金の交付の要件の確認に必要な事項を、市長が別に定める日までに、東広島市移住支援金状況報告書により報告すること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、住所及び勤務先並びに同項の事項に変更が生じたときは、速やかに、東広島市移住支援金状況報告書により市長に報告すること。

3 所得税法上の所得区分

移住支援金は所得税法上の「一時所得」に該当します。

4 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際

の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

東広島市長様

請求者 住所
氏名

東広島市移住支援金交付請求書

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市移住支援金について、東広島市移住支援金交付要領第5条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所			
預 金 種 別 口 座 番 号	普通・当座						※ 右詰めで記入 すること。	
フリガナ								
口座名義人								

(注) 移住支援金は所得税法上の「一時所得」に該当します。

別記様式第11号（第6条関係）

年 月 日

東広島市長 様

住所

氏名

東広島市移住支援金交付申請撤回届出書

年 月 日付けで申請した東広島市移住支援金について、交付の申請を撤回することにしたので、東広島市移住支援金交付要領第6条の規定により、次のとおり届出ます。

交付申請を撤回する理由

年 月 日

東広島市長 様

住所
氏名

東広島市移住支援金状況報告書【受給者用】

東広島市移住支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届出ます。

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※ ・ 随時報告（転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ））

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること

第1回提出：移住支援金の交付決定を受けた日から起算して1年経過時点（ 年 月 日）

第2回提出：移住支援金の交付決定を受けた日から起算して2年経過時点（ 年 月 日）

第3回提出：移住支援金の交付決定を受けた日から起算して3年経過時点（ 年 月 日）

第4回提出：移住支援金の交付決定を受けた日から起算して4年経過時点（ 年 月 日）

第5回提出：移住支援金の交付決定を受けた日から起算して5年経過時点（ 年 月 日）

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は、下表の該当欄を記入すること。

		変更（予定）日	氏名 （勤務先名）	住所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票または受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

別記様式第13号（第8条関係）

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金返還命令書

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定をした 年度東広島市移住支援金
について、東広島市移住支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 移住支援金の交付額

交付日 年 月 日
交付額 金 円

2 返還すべき額

金 円

3 返還期日

年 月 日

4 返還を命ずる理由

注 返還すべき移住支援金は、所定の納入通知書により納付すること。

年 月 日

東広島市長 様

住所
氏名

移住支援金返還免除申請書

年 月 日付け指令東広 第 号で返還命令を受けた東広島市移住支援金について返還の免除を受けたいので、東広島市移住支援金交付要領第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

返還要件 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 支援金要綱第8条第1項(1)【全額返還】 <input type="checkbox"/> 支援金要綱第8条第1項(2)【半額返還】
返還免除申請額 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 100万円【全額返還：世帯】 <input type="checkbox"/> 60万円【全額返還：単身】 <input type="checkbox"/> 50万円【半額返還：世帯】 <input type="checkbox"/> 30万円【半額返還：単身】
返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他（以下に具体的な理由を記入） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>

※申請にあたっての留意事項：免除理由を証明できる書類を添付すること。

年 月 日

広島県知事 様

東広島市長

移住支援金返還免除等同意申請書

広島県移住・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、移住支援金の返還免除に係る次の決定について同意を得たいので、関係書類を添えて申請します。

返還免除申請者氏名	
既支給金額	金 円
返還免除申請額	金 円
返還免除の可否 (いずれかに○を付すこと)	免除する ・ 免除しない
可否を判断した理由	<p>【免除する場合】（該当項目にレ点） 次の理由により免除することがやむを得ないと判断されるため</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職<input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職<input type="checkbox"/> 病気による転居・離職<input type="checkbox"/> その他（以下に具体的な理由を記入） <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>【免除しない場合】（以下に具体的な理由を記入）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>

※添付書類：移住支援金返還免除申請書の写し及び返還免除理由を証する書類の写し

別記様式第16号（第9条関係）

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで申請の東広島市移住支援金返還免除については、返還を免除することに決定したので、東広島市移住支援金交付要領第9条第3項の規定により通知します。

返還免除申請額	金 円
返還免除承認額	金 円

別記様式第17号（第9条関係）

指令東広 第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請の東広島市移住支援金返還免除については、返還を免除しないことに決定したので、東広島市移住支援金交付要領第9条第3項の規定により通知します。

不承認とする理由